

## 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇一八

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表中「消防防災政策幹」及び「副研究所長」を削り、  
「報道長  
困難な業務  
改革政策局  
地域政策局  
を所掌する総合調整幹」に、

長 「地域経営局長  
を  
長」 人財政策局長」  
に改め、「研究企画幹」を削り、「特に困難な業務を所掌

「報道長

する総合調整幹」を 特に困難な業務を所掌する総合調整幹 に改め、「IT統括  
政策・財務局長  
」

「知事室長  
幹」を削り、「知事室長」を  
「知事室長  
極めて困難な業務を所掌する総合調整幹」  
に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。